平成２２年（フ）第９２号
岩手県大船渡市三陸町越喜来字小出21番地２
債務者　平田きよへ
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第９６号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字毛越189番地３
債務者　千葉　正彦
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第４５号
岩手県九戸郡野田村大字野田第12地割61番地19
債務者　土内　徳剛
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１５０号
群馬県太田市藤阿久町496番地１　アクティブハイツ101号
債務者　飯島　秀一
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１０２号
岐阜県大垣市南若森町２丁目54番地
債務者　吉田千営子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
和歌山県西牟婁郡白浜町37番地の17
債務者　大畑　　茂
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第６８号
秋田県横手市大森町上溝字松原２番地37、住民票上の住所秋田県雄勝郡羽後町字西新成486番地２
債務者　薄井蘭こと　朴　　春𠀋
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第７８８号
埼玉県鴻巣市郷地101番地７
債務者　桑井　敬子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８９７号
さいたま市見沼区大字大谷1822番地２　県営大宮七里団地ＲＩ―201
債務者　新藤　真美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
埼玉県飯能市大字中山451番地４　土屋ハイツ202
債務者　辻田　正隆
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４２６号
埼玉県入間市大字南峯278番地１　エクセルハイツ201
債務者　濱川和歌子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４６７号
埼玉県飯能市仲町14番６号
債務者　大野　晴代
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４７５号
埼玉県ふじみ野市西２丁目10番27号　Ｆ．Ｉ．Ｓ上福岡
債務者　山中　忠勝
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４７８号
埼玉県狭山市大字水野1066番地の３
債務者　小更ゆり子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４８４号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷６番地９五味ヶ谷マンション301号
債務者　宇津木弘己
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１８３号
岡山県井原市井原町344番地２
債務者　藤井　康則
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
岩手県久慈市天神堂第32地割42番地１　パンションみゆき202
債務者　佐々木祥悟
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第７４号
熊本県八代市大福寺町553番地１
債務者　村上　清昭
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部